

一般社団法人 日本脳神経外傷学会 専門医・指導医認定制度規則

第1章 総則

(目的)

第1条 脳神経外傷専門医とは、頭部外傷ならびに脊椎・脊髄・末梢神経損傷急性期の診断と対応、外科手術や神経集中治療などの高度治療に関する専門的知識を有し、関連する診療科と協力して的確な対処が可能で、脳神経外傷の予防にも貢献できるとともに、急性期治療から慢性期リハビリテーション、外傷後高次脳機能障害支援や復職等のシームレスな医療連携を主導する医師である。一般社団法人日本脳神経外傷学会(以下学会)は、このような脳神経外傷を専攻する優れた医師を養成し、脳神経外傷の進歩発展とその診療水準の向上をはかり、国民の福祉に貢献することを目的とし、一般社団法人日本脳神経外傷学会 専門医・指導医認定制度を実施する。

第2章 委員会

(設置)

第2条 学会は前条の目的を達成するため、専門医制度委員会(以下制度委員会)と専門医指導医認定委員会(以下認定委員会)、専門医指導医試験委員会(以下試験委員会)、専門医指導医教育研修委員会(以下研修委員会)をおく。

(職務)

第3条 制度委員会は以下の各号を審議する。
1. 専門医制度の施行、実施に必要な細則、補則の立案に関すること
2. 指導医、専門医の専門的能力の維持、充実の方策に関すること

第4条 認定委員会は以下の各号を行う。
1. 専門医の認定およびその更新の審査に関すること
2. 指導医の認定およびその更新の審査に関すること

第5条 試験委員会は以下の各号を行う。
1. 専門医の認定試験の作成ならびに実施に関すること
2. 指導医の認定試験の作成ならびに実施に関すること

第6条 研修委員会は以下の各号を行う。
1. 研修施設の認定およびその更新の審査に関すること
2. 専攻医の研修内容の質の維持、充実の方策に関すること

(構成)

第7条 委員会の構成
1. 制度委員会は、理事長、常務理事、各委員長、事務局長、事務局長補佐に加え、委員長が必要に応じて追加する若干名の委員(理事からの選出)により構成される。

2. 認定委員会、試験委員会、研修委員会は、委員長をおき、理事会の議を経て理事長が委嘱する。委員長が必要に応じて若干名の委員を選任する。

(任期)

第8条 委員の任期

1. 認定委員長、試験委員長、研修委員長の任期は2年とし再任を妨げない。
2. 認定委員、試験委員、研修委員は、専門医制度規則の手続きにより選任され、その任期は2年とし再任を妨げない。

(守秘義務)

第9条 委員は審議、認定上知り得た一切の情報を漏らしてはならない。

第3章 専門医

(専門医の認定)

第10条 学会は、学会会員で次の各号にすべて該当する者に対し、専門医の認定をすることができる。

1. 脳神経外傷学において十分な知識および技能を有し、診療および教育に優れた者
2. 一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医・指導医認定制度細則に定めた、条件を満たす者

第11条 前条の認定を受けようとする者は、必要な書類を学会に提出しなければならない。

1. 学会は、認定委員会の審査に基づき、前条の認定をする。
2. 前項の認定は、一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医名簿に登録することにより行う。
3. 学会は、第2項の認定をしたときは、一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医認定証を交付しなければならない。
4. 第2項の認定の有効期間は5年とする。

(認定の更新の申請)

第12条 第11条の認定の更新を受けようとする者は、細則に定める書類を学会に提出しなければならない。

1. 学会は、認定委員会の審査に基づき、第11条の認定を更新する。
2. 前項の更新は、一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医名簿に登録することにより行う。
3. 学会は、第2項の更新をしたときは、新たに一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医認定証を交付しなければならない。
4. 第2項の更新の有効期間は5年とする。

第4章 指導医

第13条 学会は、学会会員で次の各号にすべて該当する者に対し、一般社団法人日本脳神経外傷学会指導医の認定をすることができる。

1. 脳神経外傷学において十分な知識および技能

を有し、診療および教育、研究に指導的役割を果たし得る資格を有する者

- 第14条 2. 一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医指導医認定制度細則に定めた、条件を満たす者
前条の認定を受けようとする者は、必要な書類を学会に提出しなければならない。
1. 学会は、認定委員会の審査に基づき、前条の認定をする。
 2. 前項の認定は、一般社団法人日本脳神経外傷学会指導医名簿に登録することにより行う。
 3. 学会は、第2項の認定をしたときは、一般社団法人日本脳神経外傷学会指導医認定証を交付しなければならない。

(認定の更新の申請)

- 第15条 第13条の認定の更新を受けようとする者は、細則に定める書類を学会に提出しなければならない。
2. 学会は、認定委員会の審査に基づき、第14条の認定を更新する。
 3. 前項の更新は、一般社団法人日本脳神経外傷学会指導医名簿に登録することにより行う。
 4. 学会は、第2項の更新をしたときは、新たに一般社団法人日本脳神経外傷学会指導医認定証を交付しなければならない。

第5章 研修施設

(研修施設の認定)

第16条 学会は、脳神経外傷の専門訓練を行うために、細則に定めた条件に該当する施設に対し、研修施設の認定をすることができる。

第17条 前条の認定を受けようとする施設は、必要な書類を学会に提出しなければならない。

1. 学会は、研修委員会の審査に基づき、前条の認定をする。
2. 前項の認定は、一般社団法人日本脳神経外傷学会研修施設名簿に登録することにより行う。

(認定の更新の申請)

第18条 第16条の認定の更新を受けようとする施設は、細則に定める書類を学会に提出しなければならない。

1. 学会は、研修委員会の審査に基づき、第16条の認定を更新する。
2. 前項の更新は、一般社団法人日本脳神経外傷学会研修施設名簿に登録することにより行う。

第6章 取り消しおよび一時停止

(専門医)

第19条 学会は、専門医が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会で出席委員の2/3以上の賛成を経て議決し、専門医の認定の取り消し、一時停止、あるいは戒告することができる。

1. 正当な理由を付して専門医の資格を辞退したとき。
2. 学会会員の資格を失ったとき。
3. 専門医として不相当であると認められたとき。ただし、この場合は専門医に対し、認定委員会で議決する前に弁明の機会を与えるものとする。

(指導医)

第20条 学会は、指導医が次の各号のいずれかに該当するときは、認定委員会で出席委員の2/3以上の賛成を経て議決し、指導医の認定を取り消し、一時停止、あるいは戒告することができる。

1. 正当な理由を付して指導医の資格を辞退したとき。
2. 学会会員の資格を失ったとき。
3. 指導医として不相当であると認められたとき。ただし、この場合は指導医に対し、認定委員会で議決する前に弁明の機会を与えるものとする。

(研修施設)

第21条 学会は、研修施設が次の各号のいずれかに該当するときは、研修委員会で出席委員の2/3以上の賛成を経て議決し、研修施設の認定を取り消し、一時停止、あるいは戒告することができる。

1. 正当な理由を付して研修施設の資格を辞退したとき。
2. 研修施設の資格を失ったとき。
3. 研修施設として不相当であると認められたとき。ただし、この場合は研修施設指導責任者に対し、研修委員会で議決する前に弁明の機会を与えるものとする。

第7章 補則

第22条 学会は、専門医および指導医の認定をし、または更新をしたときは、その旨を公告するものとする。

第23条 本規則施行に必要な細則は別に定める。

第24条 本規則の改廃は、専門医制度委員会が立案・検討の上、理事会で承認される必要がある。

附則

1. この規則は2019年3月7日から施行する

一般社団法人 日本脳神経外傷学会 専門医制度施行細則

第1章 総則

- 第1条 この細則は、一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医制度規則(以下規則)第24条に基づき、一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医制度の施行に関し必要な事項を定めるものとする。
- 第2条 この細則の改廃には、専門医制度委員会が立案・検討の上、理事会で承認される必要がある。

第2章 専門医の認定と更新に関する細則

- 第3条 専門医を申請するものは、次の1~6項の資格を満たしていなければならない。

- 申請時に以下の資格を取得している者。
 - 日本脳神経外科学会・脳神経外科専門医
 - 日本救急医学会・救急科専門医
- 一般社団法人日本脳神経外傷学会認定研修施設にて、通年1年以上の研修歴(初期研修は含まない)があり、現在脳神経外傷診療に従事している者。
- 日本脳神経外傷学会にて、1回以上筆頭演者として発表ないし講演している者。
- 日本脳神経外傷学会機関誌「神経外傷」に1編以上(共著でも可)掲載されている者。あるいは「神経外傷」以外の査読制度のある学術雑誌に、脳神経外傷に関する原著論文あるいは症例報告が2編以上(共著でも可)掲載されている者。
- 症例経験
以下の項目に当てはまる症例を、合計50例(重複可)以上を経験している者。
 - 脳神経外科専門医
 - 頭部外傷の開頭術(術者として、最低5例は必要)
 - 頭部外傷患者の脳・神経モニタリングを含めた神経集中治療管理
 - 外傷性脊椎・脊髄・末梢神経疾患の保存的治療あるいは術前術後管理(入院症例に限る)
 - 救急科専門医
 - 頭部外傷を含む多発外傷患者の初期診療と脳・神経モニタリングを含めた神経集中治療管理
 - 頭部外傷の開頭術(助手でも可)
 - 外傷性脊椎・脊髄・末梢神経疾患の保存的治療あるいは術前術後管理(入院症例に限る)
- 申請時に、一般社団法人日本脳神経外傷学会に在籍3年度以上で会費を完納している者。

(専門医訓練の場所)

- 第4条 日本脳神経外傷学会が認定する研修施設にて最低1年の研修が必要。

(認定の申請)

- 第5条 専門医の認定を申請する者は、次に定める書類および手数料を一定の期日までに認定委員会

に提出する。

- 専門医認定申請書
- 医師免許証(写)
- 次のいずれかの写し
 - 日本脳神経外科学会・脳神経外科専門医認定証(第3条-1-aで申請する者)
 - 日本救急医学会・救急科専門医認定証(第3条-1-bで申請する者)
- 第3条-5に関する症例経験一覧表(書式は別に定める)
- 所定の手数料

(認定の審査)

- 第6条 規則第4条に規定する認定委員会は、規則第10条に基づく専門医の認定を受けようとする者に対し、筆記試験を行う。

- 申請の資格を満たした者は、筆記試験を受けることができる。

(学会への報告)

- 第7条 認定委員会は、第6条の規定により申請者に対する筆記試験を実施したときは、合議の上、その結果を学会に報告するものとする。

(専門医の登録、認定証の交付)

- 第8条 専門医と認定された者は所定の額の認定料を事務局に納入し、一般社団法人日本脳神経外傷学会専門医名簿に登録され所定の認定証を交付される。

(専門医の有効期間)

- 第9条 専門医の有効期間は5年とし、以降は第10条に定める更新手続きを要する。

- 指導医は専門医の更新を必要としない。
- 何らかの理由で第3条-1の資格を喪失した場合には、資格再取得まで脳神経外傷学会専門医資格を停止する

(更新手続きおよび審査)

- 第10条 専門医の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

- 専門医更新申請書
- 最近5年間で、3回以上の学術総会への参会報告。
- 最近5年間で2回以上の脳神経外傷学会での発表(共同演者も可)、または機関誌「神経外傷」での発表(共同著者も可)の報告
- 最近5年間で2回以上の専門医指導医講習会の参会報告
- 更新手続きを行わなかった者、または更新条件に満たなかった者は条件を満たした年に、更新を申請できる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。更新手続きが完了するまでの期間は専門医資格を停止する。5年以内に更新手続きを完了しない者は、専門医資格は失効する。

- 休止

6-1. 海外留学、長期療養等の理由で、専門医

資格の休止を申請する場合には、事前にその旨を事務局まで申し出ること。期間は1年単位で最高3年まで継続申請が可能。事前に申請が行われた場合には、申請期間のみ専門医資格を休止し、更新対象期間は休止期間を除いた5年間とする。休止期間の事後申請は認めない。

- 6-2. 休止期間の事後申請は原則として認めない。ただし、危急かつ重篤な傷病で、回復の見込みが予想しがたいために申請が遅れた場合は、認定委員会にて別途審査する。
- 6-3. 休止申請は申請期間、休止理由、専門医番号、所属を明記し、署名捺印した申請文書を認定委員会に送付、受理されることより発効する。

第3章 指導医の認定と更新に関する細則

(申請の資格)

第11条 指導医を申請する者は次の各項の条件を満たしていなければならない。

1. 日本脳神経外傷学会認定専門医である者。
2. 申請時に脳神経外傷診療に従事していること。
3. 日本脳神経外傷学会にて、3回以上筆頭演者として発表あるいは講演していること。(共同演者の場合は1回の発表(講演)を0.5回分の発表(講演)として代用することができる)
4. 査読制度のある学術雑誌に、脳神経外傷に関する原著論文あるいは症例報告が3編以上(共同著者でも可)掲載されていること。
5. 症例経験
以下の項目に当てはまる症例を、合計80例(重複可)以上を経験している者。

a) 脳神経外科専門医

- 1. 頭部外傷の開頭術(術者として、最低8例は必要)
- 2. 頭部外傷患者の脳・神経モニタリングを含めた神経集中治療管理
- 3. 外傷性脊椎・脊髄・末梢神経疾患の保存的治療あるいは術前術後管理(入院症例に限る)

b) 救急科専門医

- 1. 頭部外傷を含む多発外傷患者の初期診療と脳・神経モニタリングを含めた神経集中治療管理
- 2. 頭部外傷の開頭術(助手でも可)
- 3. 外傷性脊椎・脊髄・末梢神経疾患の保存的治療あるいは術前術後管理(入院症例に限る)

6. 申請時に、一般社団法人日本脳神経外傷学会に在籍5年度以上で会費を完納している者。

(認定の申請)

第12条 指導医の認定を申請する者は、次に定める書類および手数料を一定の期日までに認定委員会に提出する。

1. 指導医認定申請書

2. 経験症例一覧表。第11条5に定める条件を満たしている必要がある。(書式は別に定める)
3. 所定の手数料

(認定の審査)

第13条 認定委員会は、申請書類に基づく審査を行い、所定の規準を満たす者を指導医として認定する。

(学会への報告)

第14条 認定委員会は、第13条の規定により申請者に対する審査を実施したときは、合議の上、その結果を学会に報告するものとする。

(指導医の登録、認定証の交付)

第15条 指導医と認定された者は所定の額の認定料を専門医制度事務局に納入し、日本脳神経外傷学会指導医名簿に登録され所定の認定証を交付される。

(指導医の有効期間)

第16条 指導医の有効期間は5年とし、以降は第17条に定める更新手続きを要する。

(更新手続きおよび審査)

第17条 指導医の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 指導医更新申請書
2. 最近5年間で3回以上の学術総会への参会報告。
3. 最近5年間で2回以上の脳神経外傷学会での発表(共同演者も可)、または2回以上の機関誌「神経外傷」への掲載(共同著者も可)の報告
4. 最近5年間で2回以上の専門医指導医講習会の参会報告
5. 更新手続きを行わなかった者、または更新条件に満たなかった者は条件を満たした年に、更新を申請できる。その場合の有効期間は、正規に手続きを行った場合の残余期間とする。更新手続きが完了するまでの期間は指導医資格を停止する。5年以内に更新手続きを完了しない者は、指導医資格は失効する。
6. 海外留学等の理由で、専門医・指導医資格の休止を申請する場合には、事前にその旨を事務局まで申し出ること。期間は1年単位で最高3年まで継続申請が可能。事前に申請が行われた場合には、申請期間のみ専門医・指導医資格を休止し、更新対象期間は休止期間を除いた5年間とする。休止期間の事後申請は認めない。

第4章 研修施設の認定と更新に関する細則

(申請の資格)

第18条 研修施設を申請する施設は次の各項の条件を満たしていなければならない。

1. 日本脳神経外傷学会認定指導医が1名以上常勤している。
2. 日本脳神経外科学会、日本救急医学会 いずれかの研修認定施設である。
3. 脳神経外傷関連(慢性硬膜下血腫・軽症頭部外

傷を除く)の年間新患者数(外来, 入院含む)が15例以上(あるいは直近5年間で75例以上)で、脳神経外傷診断・治療に必要な諸設備を有し、定期的にカンファレンスを行っていること。

4. 日本脳神経外傷学会が作成した脳神経外傷専門医コアカリキュラムに基づいて研修できること。

(認定の申請)

第19条 研修施設の認定を申請する施設は、次に定める書類および手数料を一定の期日までに研修委員会に提出する。

1. 研修施設認定申請書
2. 指導医所属証明書
3. 実施症例一覧表

(認定の審査)

第20条 研修委員会は、申請書類に基づく審査を行い、所定の規準を満たす施設を研修施設として認定する。

(学会への報告)

第21条 研修委員会は、第20条の規定により申請施設に対する審査を実施したときは、合議の上、その結果を学会に報告するものとする。

(研修施設の有効期間)

第22条 研修施設の有効期間は5年とし、以降は第23条に定める更新手続きを要する。

(更新手続きおよび審査)

第23条 研修施設の更新手続きには以下の書類を認定委員会に提出し、更新手数料を納付する。

1. 研修施設更新申請書
2. 指導医所属証明書
3. 実施症例一覧表

第5章 補則

第24条 本細則の改廃は、制度委員会が立案・検討の上、理事会で決定し承認される必要がある。

附則

本専門医・指導医認定制度の導入にあたり、専門医・指導医認定の促進を目的に、2025年度までの暫定期間に限り、研修施設認定に関して以下の処置を行う。

- 研修施設申請資格における“指導医の常勤”，あるいは“脳神経外傷関連（慢性硬膜下血腫・軽症頭部外傷を除く）の年間新患者数（外来，入院含む）が20例以上（あるいは直近5年間で100例以上）の施設で，日本脳神経外傷学会会員が常勤していること”を要件とする。

1. この細則は2019年3月7日から施行する

2021年2月26日 一部改正

2022年2月25日 一部改正

2024年2月29日 一部改正